



長野県報

10月15日(火)
平成25年
(2013年)
第2514号

目次

条 例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	2
長野県がん対策推進条例(調査課)	2

告 示

平成25年10月7日成立した平成25年度補正予算の要領(財政課)	5
公共測量の実施(建設政策課)	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	6
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	7
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	8
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	26
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	26
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会)	27

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	27
随意契約の相手方の決定(薬事管理課)	27
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課)	28

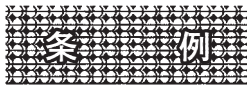
本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 公職選挙法の一部改正により号ずれが生じた同法の規定を引用している規定の整理を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県がん対策推進条例（条例第37号）

- 1 がんの予防、早期発見及び早期治療の推進とがんに罹患しても安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図り、健康長寿県の確立に寄与することを目的として、がん対策について、基本理念及び施策の基本的事項等を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年10月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成6年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに法第143条第1項第4号の2」を「の作成並びに法第143条第1項第4号の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村課

長野県がん対策推進条例をここに公布します。

平成25年10月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第37号

長野県がん対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 がん対策に関する施策の基本的事項（第11条－第21条）

第3章 補則（第22条）

附則

県民が健やかに暮らし、はつらつと元気に働き、地域において互いに助け合いながら人と人との絆を温め続ける本県は、県民が一丸となった健康への取組と、保健又は医療に関係する者を先頭に、生活習慣病の予防に関する高い意識ときめ細かな実践により、全国有数の健康長寿県を築き上げてきた。

しかしながら、がんは、高齢者だけでなく、子どもや働き盛りの者など、誰でも罹患する可能性のある病気であり、県民の疾病による死亡の最大の原因であることから、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。このため、県民ががんの予防に努めること、仮にがんに罹患したとしても早期に発見し、最善の医療を受けられるようにすること、そして、がん患者及びその家族の身体的、精神的な苦痛、生活上の不安や悩みの軽減などの多くの課題に対応するために、県民の視点に立ったがん対策の取組が求められている。

このことを踏まえ、がん患者及びその家族そして全ての県民が、がんと向き合い、互いに支え合い、連携しながら生き抜くために、がんの予防、早期発見及び早期治療の徹底を図るとともに、「いつでも」「どこでも」「等しく」適切ながん医療を受けられる体制を整え、がん患者の療養生活の質の維持向上を図り、県民総ぐるみの取組のもと、がんを知り、がんに向き合い、がんに負けることのない社会の実現を目指すために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民、医療、保健、福祉、教育に関係する者等の役割等を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの予防、早期発見及び早期治療の推進とがんに罹患しても安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図り、もって健康長寿県の確立に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 がん対策は、県、市町村、県民及び関係者等（医療、保健、福祉又は教育に関係する者及び事業者をいう。以下同じ。）が連携協力して行くとともに、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 科学的知見に基づき、がんの予防、早期発見及び早期治療並びにがんに係る医療（以下「がん医療」という。）の提供に取り組むこと。

(2) がん患者が、その居住する地域にかかわらず、本人の意向が十分尊重された良質かつ適切ながん医療を受けることができるようにすること。

(3) がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）の負担（身体的、精神的な苦痛又は生活上の不安その他のがんに伴う負担をいう。以下同じ。）の軽減並びにがん患者の療養生活の質の維持向上が図られるようにすること。

(4) がん患者等が社会とのつながりを失うことがないよう、がん患者等に対する支援の充実が図られるようにすること。

(5) がん患者等が置かれている状況を理解し、がん患者等の負担に対し、十分に配慮するよう努めること。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、国との連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定によるがん対策の実施に当たっては、がんに関する県民の意識を高め、その理解と関心を深めるため、がん対策に関する適切な情報を提供するとともに、県民と一体となった取組を推進しなければならない。

（市町村との連携協力）

第4条 県は、基本理念のっとり、市町村ががんの早期発見及び早期治療を推進するための施策その他のがん対策に関する施策を実施するに当たり、市町村と連携協力するよう努めなければならない。

（県民の役割）

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動、飲酒その他の生活習慣及び生活環境並びにウイルスの感染が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に努めるとともに、がん検診の受診によるがんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が行うがん対策に関する取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

（医療に関係する者の役割）

第6条 医療に関係する者は、基本理念のっとり、がん医療に関する技能の向上を図り、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がんに関する教育、啓発及び知識の普及に寄与するよう努めるものとする。

2 医療に関係する者は、良質かつ適切ながん医療を提供するため、自らの診療体制及び地域の実情に応じて、相互に連携協力する医療体制の構築に努めるものとする。

3 医療に関係する者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努めるものとする。

（保健に関係する者の役割）

第7条 保健に関係する者は、基本理念のっとり、がんの予防、早期発見及び早期治療を推進するため、がんに関する教育、啓発及び知識の普及に寄与するよう努めるものとする。

2 保健に関係する者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努めるものとする。

（福祉に関係する者の役割）

第8条 福祉に関係する者は、基本理念のっとり、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

2 福祉に関係する者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努めるものとする。

（教育に関係する者の役割）

第9条 教育に関係する者は、基本理念のっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けられるよう、適切な教育の推進に努めるものとする。

2 教育に関係する者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、基本理念のっとり、県内の事業所で雇用する従業員のがんの予防、早期発見及び早期治療を推進するため、当該従業員に対するがんに関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

2 事業者は、県内の事業所で雇用する従業員又はその家族ががんと診断された場合においても、当該従業員が就労を継続できる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努めるものとする。

第2章 がん対策に関する施策の基本的事項

（がんの予防の推進）

第11条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、がんの予防の推進に資するよう、喫煙、食生活、運動、飲酒その他の生活習慣及び生活環境並びにウイルスの感染が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（受動喫煙防止の推進）

第12条 県は、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。次項において同じ。)の防止に資するよう、自らが管理し、多数の者が利用する施設における禁煙又は分煙に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が自ら管理し、多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止するために必要な措置に対して、市町村と連携協力するよう努めなければならない。

（がんの早期発見及び早期治療の推進）

第13条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、がんの早期発見及び早期治療に資するよう、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療に関係する者の育成その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がんの教育の推進）

第14条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けるための教育が行われるよう、教育に関係する者等に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療の充実）

第15条 県は、国及び医療に関係する者と連携協力し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、がん医療を充実させるため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

(1) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療に関係する者の育成及び確保に関すること。

(2) 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備に関すること。

(3) 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関とその他のがん医療の提供等を行う医療機関等との連携協力体制の整備に関する

こと。

- (4) 居宅においてがん患者に対し医療を提供するための連携協力に関すること。
- (5) がん医療に関する研究並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 医療機関によるがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組の推進に関すること。
- (7) 骨髄移植の推進に関すること。
- (8) がん医療と歯科医療との連携協力に関すること。

(緩和ケアの推進)

第16条 県は、国及び医療に関係する者と連携協力し、がんと診断された者がその時から適切な緩和ケア（がん患者の身体的、精神的な苦痛又は生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為をいう。）を受けられるための施策を講ずるものとする。

(小児がん対策の推進)

第17条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、小児がん対策の充実に資するよう、小児がんに係る医療並びに小児がん患者の教育及び福祉に配慮した総合的な支援を受けられるための施策を講ずるものとする。

(がん患者等への支援)

第18条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、がん患者等の負担の軽減及びがん患者の療養生活の質の維持向上に資するよう、がん患者等への相談支援の充実強化のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん患者等が社会とのつながりを失わないよう、がん患者等に対し就労等を含めた生活上の支援をするために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者に関する情報の収集及び活用)

第19条 県は、市町村及び医療に関係する者等と連携協力し、がん医療の質の向上に資するよう、県内のがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析することにより、県民への情報提供を行うとともに、効果的ながん対策の施策等に活用するものとする。

(がんと向き合う週間)

第20条 県民ががんに関する意識を高め、その理解と関心を深めることにより、がん対策の一層の推進を図るため、がんと向き合う週間を設ける。

2 がんと向き合う週間は、10月15日から同月21日までとする。

3 県は、がんと向き合う週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 県は、がん対策に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 補則

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、がん対策に関する施策の実施状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるとき

は、所要の措置を講ずるものとする。

調査課